

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：33910

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730040

研究課題名(和文)「島嶼国際法」の構築に向けた海洋管理の研究

研究課題名(英文)Towards an International Law of Islands: A Study of Ocean Management

研究代表者

加々美 康彦(KAGAMI, Yasuhiko)

中部大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：30449889

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、島嶼領土の周辺海域管理実行の包括的な研究を通じて、それらが現代海洋法秩序に及ぼす影響を及ぼしているかを特定し、「島嶼国際法」の構築を試みることを目的とした。国家実行、国際裁判判例、大陸棚限界委員会(CLCS)の実行の分析から、島/岩を区別する海洋法条約第121条(島の制度)の規定は今日著しく意義を低下させており、この規定に拘泥せず遠隔離島に妥当する新たな周辺海域管理の実行の蓄積が急速に進んでいることが明らかになった。これは、海洋法条約が定め(られ)なかった、遠隔離島が有する広大な海域をいかに管理するかという、真の「島の制度」への一つの答えを提供するものと位置づけることができる。

研究成果の概要(英文)：This is a study on ocean management practices in the waters surrounding insular territories. It defines the impacts these practices have on the current legal order of the sea and analyzes state practices, judicial precedents, and actions taken by the CLCS with the aim of establishing a system for the Int'l Law of Islands. The analysis reveals that the significance of Article 121 of the UNCLOS - the "Regime of islands" that only distinguishes between islands or rocks - has weakened markedly and that a rapid accumulation of new ocean management practices that pertain to specific situations involving remote insular features in spite of that Article. This means that the interests of the int'l community are moving from "What is an island and what is a rock?" to "How do we manage the expansive sea areas established by remote insular features that UNCLOS did not (or could not) address?" In this sense, the study offers one solution for getting us closer to a true "Regime of islands".

研究分野：国際公法、国際海洋法

キーワード：国連海洋法条約 島の制度 排他的経済水域 大陸棚 延長大陸棚 海洋境界画定 海洋生態系 海洋保護区

1. 研究開始当初の背景

現行海洋法秩序の枠組を定める 1982 年国連海洋法条約が島について定める条文は、全 320 カ条のうち 1 カ条(第 121 条)に過ぎない。しかも本条は、「島の制度」と題するにも拘わらず、定めるのは実質的に排他的経済水域 (EEZ) と大陸棚を有する島の - 極めて曖昧な - 定義のみである。そのため、従来の島をめぐる国際法研究では、主に 第 121 条の解釈問題、そして 海洋境界画定における島の取り扱いが議論の焦点であった。

については、既に国内外で多くの研究があるが、その到達点は、第 121 条を解釈で明らかにできる範囲には限界があり、判例法と国家実行の蓄積を待つ他ないが、判例法はこの問題を回避する傾向にある、と整理できる。

についても国内外で多くの研究があるが、画定に必要な限りでの領有権判定、島の存在にいかなる考慮が払われたのかという画定の技術的観点からの判例評釈が中心である。、 いずれも、確たる答えを出せずに暗礁に乗り上げているのが現状であった。

これら既存の研究は、分析対象を島の位置・規模・人口・経済活動や統治の軌跡の有無など島の表面的な「スペック」に限定し、個々の島の存在 (insular features, 島あるいは岩) でどのような管理実行がなされてきたのかという視点を欠くものであった。

他方、本研究代表者は、本研究申請以前より、世界中の島の存在のほとんどが、自らを「島」とみなして、様々な陸域・海域管理を進める傾向にあることを明らかにしていた。また、2000 年代初めより海域管理の手法の一つとしての海洋保護区 (MPA) の研究を進めていたが、島の存在の周辺海域に (EEZ/大陸棚を前提とする) 広大な MPA を設定する傾向があることを突き止めていた。

そこで、こうした近年の新たな海域管理実行が、第 121 条の解釈運用に対して、そして現代海洋法秩序全体に対して、どのような影響を及ぼしているのかを分析することが必要であると考えに至った。

2. 研究の目的

本研究は、島嶼国(部)の周辺海域管理実行の包括的な研究を通じて、それらが現代海洋法秩序にいかなる影響を及ぼしているかを特定し、その上で法的側面を「島嶼国際法」として構築することを試みることを目的とする。

これに答えるには、島嶼そのものの実態に迫り、また管理実行の精査が必要である。研究代表者の既存の研究は、一部の顕著な事例を扱うもので量的に乏しく、また、海洋生態系保全施策のみに焦点を当ててきたため質的にも不十分であった。

したがって、本研究では、研究代表者の既存の研究を足掛かりに、関連実行をさらに収集・分析し、島嶼国(部)が抱える環境分野以外の諸課題にも対象を広げて検討を深め、ま

た島嶼国(部)の周辺海域は生態学的、地理的、社会経済的観点から見て特殊であるため関連学術領域の知見にも十分な注意を払うことで島嶼の実態に迫り、海外調査も踏まえて検討を多角化、精緻化することを目的とする。

なお、本研究は国際法研究を出発点とするが、生態学(島嶼生態学、保全生態学)、地理学等の知見を踏まえ島嶼国(部)の特殊性とその管理の海洋法上の意義を問い直す意味で学際研究であり、また本研究テーマは 2008 年に日本で策定された海洋基本計画以降の離島管理政策への提言を目指すという意味で、政策志向の研究という特色を有する。

3. 研究の方法

本研究では、主として A. 生態系保全、B. 資源開発、C. 境界管理の分野を対象とし、島嶼周辺海域における管理実行を、主に文献調査を中心に実施した。

A. については、本研究申請以前より一定の蓄積があったので、1 年目はそのアップデートを中心に実施した。2 年目より、B. 及び C. のテーマの研究を順次進めていった。

当初、海外調査を予定していたが、諸般の事情により実施を断念せざるを得なかった。しかし、国内開催の国際研究会等の機会を利用してヒアリング調査を実施することで補った。3 年目は成果公表を中心に進めた。

4. 研究成果

(以下、個別の研究業績への言及は省略する)

(1) 相当数の島嶼管理関係の国家実行を精査した結果、第 121 条の島と岩の区別は管理上ほとんど意味を持たないことが再確認された。自国の島の存在を第 121 条 3 項の「岩」と明言するのはロッキール島(英国)のみで、他は「島」とみなして (EEZ/大陸棚を前提とする) 周辺海域管理を進めている。

(2) これらの管理の共通点は、生態系保全である。絶海孤島は地理的理由で人為的影響から逃れて原生自然、固有種が残されているため、生物多様性条約等の新世代の環境保全の絶好の現場である。諸国は MPA を設定して全域を禁漁又は厳格な行為規制を敷き、鉱物資源開発を避けるなど、開発を抑える傾向にある(海洋遺伝資源の調査開発は推進される例が多い)。さらに、管理は近隣(時には地理的に遠隔の)諸国と連携して進める傾向が見られる(ex. 米キリバス MPA 姉妹協定、南太平洋島嶼国の Oceanscape、巨大 MPA 管理者の Big Ocean MPA ネットワーク等)。ここでは第 121 条 3 項の「独自の経済的生活」のクリアよりも、むしろ愛知ターゲット等国际目標を念頭に置き、管理ロジックを経済開発ではなく生態系保全にしている。いわば、絶海孤島は、EEZ/大陸棚を主張する「地図上の基点」から「海洋管理の基点」に位置づけを変化させている。

(3) 海洋境界画定裁判では、比較的小さな島の存在には EEZ/大陸棚を付与しない傾向

が見られる。黒海事件(サーペント島)、ベンガル湾事件(セントマーチン島)、ニカラグア対コロンビア事件(セラナ島)等は顕著だが、いみじくも第 121 条の島と岩の区別を曖昧にする結果を生んでいる。大陸棚限界委員会もまた、第 121 条の解释权を持たないとはいえ、国際裁判では大陸棚が付与されないような島よりも小さな島の存在に対して延長大陸棚を勧告する傾向を見せている(ブラジル等)。

(4) 2000 年代半ば以降、中国が制定した関連法制は上記の傾向を反映している(スプラトリー諸島での実行はその限りではない)。日本の関連法制も同様だが、低潮線保全基本計画については、今後の実施次第では注意が必要である。韓国では、日中の関連法制を踏まえた関連法・計画整備が進むが、保全から開発に舵を切り直す興味深い傾向が見られる。

(5) 以上より、海洋法条約第 121 条の島/岩を区別する規定は今や著しく意義を低下させており、規定から離れた遠隔離島という特殊状況に妥当する新たな国家実行の蓄積が急速に始まっていることが明らかになった。これらの実行は、出口の見えない第 121 条の解釈問題を止揚し、海洋法条約第 121 条が定め(られ)なかった、遠隔離島が有する広大な海域をいかに管理するかという、真の「島の制度」への一つの答えを提供するものと位置づけることができると考えるに至った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

加々美康彦、ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマー間の海洋境界画定事件—国際海洋法裁判所による初の海洋境界画定判決の評価、貿易風(中部大学国際関係学部論集)、査読有、第 10 号、2015、pp.7-34

加々美康彦、海洋基本法制定以後の離島管理関連法制の展開とその意義—もう一つの「島の制度」を求めて—、貿易風(中部大学国際関係学部論集)、査読有、第 8 号、2013、pp.26-49

茅根創、加々美康彦、沖ノ鳥島の管理・利活用は国際公益の大義のもとに、港湾、査読無、第 89 号、2012、pp.14-15

〔学会発表〕(計 10 件)

加々美康彦、離島管理とそのロジック—海外の事例から学ぶ、第 11 回海洋利用研究会(横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター)、2015 年 05 月 22 日、新橋フルハウス(東京都港区)

Yasuhiko Kagami, Recent Practices of Japan and Surrounding States over the LOSC Art. 121, 2nd International Workshop on the Legal Aspects

of the Establishment of the Outer Limits of the Continental Shelf (IWSC 2015), March 26-27, 2015, Nippon Foundation (Minato-ku, Tokyo)

加々美康彦、遠隔離島の海洋政策—EEZ 基点離島をどう守るか、第 120 回海洋フォーラム、2015 年 3 月 16 日、日本財団(東京都港区)

加々美康彦、離島管理と海洋保護区、第 10 回海洋利用研究会(横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター)、2015 年 02 月 06 日、ニュー新橋ビル(東京都港区)

加々美康彦、誰がために、保全するのか—国際社会と地球環境の中の絶海孤島・沖ノ鳥島—、第 9 回沖ノ鳥島フォーラム(東京都産業労働局)、2015 年 1 月 18 日、東京国際フォーラム(東京都千代田区)

加々美康彦、絶海孤島の海洋政策-国際的な島嶼管理の新展開と日本の離島管理政策の位置、日本海洋政策学会第 6 回年次大会、2014 年 12 月 6 日、明治大学(東京都千代田区)

Yasuhiko Kagami, Underwater Cultural Heritage & SIDS, 2nd International Seminar on Islands & Oceans (Ocean Policy Research Foundation), June 18-19, 2014, Nippon Foundation (Minato-ku, Tokyo)

Yasuhiko Kagami, CLCS's decision regarding Japan's submission, and Some issues in the CLCS's decisions regarding Japan's submission concerning the Oki-no-Tori Shima Island, International Workshop on the Legal Aspects of the Establishment of the Outer Limits of the Continental Shelf (IWSC 2014), March 24-25, 2014, Nippon Foundation (Minato-ku, Tokyo)

茅根創、加々美康彦、沖ノ鳥島の管理・利活用は国際公益の大義のもとに、第 8 回沖ノ鳥島フォーラム(東京都産業労働局)、2014 年 1 月 19 日、東京国際フォーラム(東京都千代田区)

加々美康彦、国内外の遠隔離島の管理・利活用の現況と展望、沖ノ鳥島および重要遠隔離島の利用・保全方策に関する調査研究委員会、2012 年 12 月 5 日、海洋産業研究会(東京都港区)

〔図書〕(計 2 件)

加々美康彦、黒海海洋境界画定事件、杉原高嶺・酒井啓亘(編)国際法基本判例 50(第 2 版)、三省堂、2014 年 3 月、pp.62-65

白山義久、桜井泰憲、中原裕幸、松田裕之、加々美康彦(編著)、講談社サイエンティフィック、海洋保全生態学、2012 年、287pp.

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

加々美 康彦(KAGAMI, Yasuhiko)
中部大学・国際関係学部・准教授
研究者番号：30449889

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし